

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人K A I(以下「本会」という。)と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、当会が推奨する学習法を用いて会員の英語レベル向上を目指して活動し、それによりその学習法が全国に広がり、日本の英語教育の改善に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 英語学習者が集うコミュニティの運営事業
- (2) 会員に対する学習支援事業
- (3) 会員に英語を使う場を提供する事業
- (4) 本会が推奨する英語学習法を習得する講師養成事業
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 本会の公告は電子公告(公式ホームページに掲示する方法)により行う。

第2章 会員

(本会の構成)

第5条 本会は、本会の目的に賛同して入会した、正会員、T S E会員、メルマガ会員で構成される。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

3 正会員となるには、本会所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

4 T S E会員とメルマガ会員の入会申し込みに関しては別に細則で定める。

(経費等の負担)

第6条 正会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 正会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に本会に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 正会員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は正会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3か月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

第3章 総会

(総会及び開催)

第10条 総会はすべての正会員をもって構成し、定時総会は毎事業年度が終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

2 前項の総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(招集)

第11条 総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より2週間前までに正会員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 本会に、次の役員を置く。

理事 3名以上9名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与其他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。